

第二十六号議案

江戸川区陸上競技場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区陸上競技場条例の一部を改正する条例

江戸川区陸上競技場条例（昭和五十八年十二月江戸川区条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「その他」を「前二号に掲げるもののほか、」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第七条関係）

貸切利用料金（一）

競技施設			施設名			区分		
平日			の曜日等			利用者の区分		
中学生以下			一般（高校生以上）			利用場所		
グラウンド	グラウンド及びメインスタンド	施設全体	グラウンド	グラウンド及びメインスタンド	施設全体	単位時間		
一、二、八三〇円	一、四、二〇〇円	一、六、五〇〇円	二、五、六七〇円	二、八、三九〇円	三、三、〇〇〇円	午前九時～午後一時	午前の部	
一、二、八三〇円	一、四、二〇〇円	一、六、五〇〇円	二、五、六七〇円	二、八、三九〇円	三、三、〇〇〇円	午後一時～午後五時	午後の部	
一、二、八三〇円	一、四、二〇〇円	一、六、五〇〇円	二、五、六七〇円	二、八、三九〇円	三、三、〇〇〇円	午後五時～午後九時	夜間の部	

四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認められた場合、夜間の部の規定利用料金を百円として計算した額とする。

（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）

（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）

（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）

（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）

四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認められた場合、夜間の部の規定利用料金を百円として計算した額とする。

（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）

（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）

（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）

（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）

四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認められた場合、夜間の部の規定利用料金を百円として計算した額とする。

（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）

（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）

（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）

（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）

備考

設					
日及日土 び曜曜 休日日					
中学生以下			生一般（高校以上）		
グラウンド	グラウンド及びメインスタンド	施設全体	グラウンド	グラウンド及びメインスタンド	施設全体
一五、四〇〇円	一七、〇二〇円	一九、八〇〇円	三〇、八〇〇円	三四、〇五〇円	三九、六〇〇円
一五、四〇〇円	一七、〇二〇円	一九、八〇〇円	三〇、八〇〇円	三四、〇五〇円	三九、六〇〇円
一五、四〇〇円	一七、〇二〇円	一九、八〇〇円	三〇、八〇〇円	三四、〇五〇円	三九、六〇〇円

競技施設					施設名		区分	
平日					曜日等の別		利用者の区分	
中学生以下			一般(高校生以上)		施設全体		利用場所	
グラウンド	グラウンド及びメインスタンド	施設全体	グラウンド	グラウンド及びメインスタンド	施設全体	午前9時～11時	午前の部	単位時間
各単位時間	各単位時間	各単位時間	各単位時間	各単位時間	各単位時間	11時～12時	午前の部	
						12時～13時	午後の部	
						13時～15時	午後の部	
						15時～17時	夜間の部	
						17時～19時	夜間の部	
六、四五〇円	七、一二〇円	八、二八〇円	一二、八八〇円	一四、二五〇円	一六、五五〇円			

貸切利用料金(二)

増徴する。

六 体育目的以外の行事に利用する場合は、規定利用料金の三十割相当額を増徴する。

五 利用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額と入場料等の総収入金額の一割相当額のいずれか高い額を増徴する。

四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認められた場合に限り、三十分を単位として、開場時間外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定の利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。

三 管理上支障がないと認められるときは、午後九時から三十分間利用することができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）を当該規定利用料金とする。

二 複数の者が利用する場合で、利用する者の半数以上が中学生以下のものであるときは、利用者の区分は、中学生以下とする。

一 休日とは、国民の祝日に関する法律第三条に定める日をいう。

備考

設					
土曜日、日曜日、及び休日					
中学生以下			一般（高校生以上）		
グラウンド	グラウンド及びメインスタンド	施設全体	グラウンド	グラウンド及びメインスタンド	施設全体
各単位時間	各単位時間	各単位時間	各単位時間	各単位時間	各単位時間
七、七〇〇円	八、五四〇円	九、九五〇円	一五、四〇〇円	一七、〇八〇円	一九、九〇〇円

五 利用者が入場料等を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額と入場料等の総収入金額の割相当額のいずれか高い額を増徴する。

六 体育目的以外の行事に利用する場合は、規定利用料金の三十割相当額を増徴する。

別表第二の一般公開利用料金の表競技施設の項中「三一〇円」を「三二〇円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第一及び別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

ほか、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額を改める
ほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。